

## 釧路市住民等主体の通所サービス実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「釧路市総合事業実施要綱」という。)に規定する釧路市住民等主体の通所サービス(「おたっしやサービス」、以下「サービス」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるものの他、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)、地域支援事業実施要綱(平成28年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」)及び釧路市総合事業実施要綱の例による。

- 2 「参加対象者」とは、釧路市総合事業実施要綱第4条の規定に該当する者で、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントによりサービス利用の必要性を認められた者をいう。
- 3 このサービスは、地域住民が主体となり地域の参加対象者の介護予防に資する活動を行う通所型事業をいう。

### (目的)

第3条 このサービスは、家に閉じこもりがちな高齢者等が、住民等が主体の通いの場に定期的に通い、地域住民等との交流を持つことで、社会的孤立を防止するとともに、生きがいづくり及び健康保持を図ることにより、要介護状態等となることを予防し、又は要支援状態を軽減するとともに地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

### (介護予防手帳)

- 第4条 参加対象者は第2条第2項による介護予防ケアマネジメント結果を、地域包括支援センターが発行する介護予防手帳に綴り、毎回サービス利用時に持参する。
- 2 サービスを実施する団体(以下「実施団体」という。)は、介護予防ケアマネジメント結果の目標を達成できるよう参加対象者を支援する。
  - 3 参加対象者は自身の状態が介護予防ケアマネジメント時に立てた目標に達しているか、介護予防手帳を用いて適宜セルフマネジメントするものとする。

### (実施団体登録申請)

第5条 サービスの実施を希望する団体は毎年度、釧路市住民等主体の通所サービス実施団体登録申請書(様式第1号)に、誓約書(様式第2号)、釧路市住民等主体の通所サービ

ス実施計画書(様式第3号)、釧路市住民等主体の通所サービス収支予算書(様式第4号)、その他必要書類を添付し、釧路市長(以下「市長」という。)に提出する。

(実施団体登録決定)

第6条 市長は、実施団体の代表者から前条に定める申請があったときは、提出書類の内容を審査し、適当と認められる場合はサービス実施団体として登録することを決定(以下「実施団体登録」という。)し、釧路市住民等主体の通所サービス実施団体登録決定通知書(様式第5号)により通知する。

2 前項の審査結果、実施団体として適当でないと認める場合は当該団体について住民等主体の通所サービス実施団体として登録しないことを決定し、釧路市住民等主体の通所サービス実施団体不承認決定通知書(様式第6号)により通知する。

(要件)

第7条 実施団体の登録要件は、サービスを適正に遂行できる能力を有していると市長が認める団体で、次の各号の要件を満たしていることとする。

- (1) サービスの実施が可能と認められる、市内の町内会、老人クラブ等の地縁組織、NPO法人、介護サービス事業所、民間企業等の団体であること。
- (2) 実施団体に第3層生活支援コーディネーター及び支援スタッフ(ボランティア等)を配置すること。
- (3) サービス実施に際して、1週間に1回以上(1か月に概ね4回以上)、かつ1回あたり概ね1時間以上の定期的な通いの場を開催し、参加対象者に対して、茶話、体操、レクリエーション及び認知症予防等の介護予防に資するサービスを提供すること。なお祝祭日、悪天候、災害その他やむを得ない事由により実施が困難な場合はこの限りではない。
- (4) サービスの実施にあたっては、参加対象者の定員を5名以上とすること。なお、実施団体が定める定員に余裕がある場合は、参加対象者に該当しない参加者(以下、「一般参加者」という。)の参加を認めるものとする。
- (5) 実施団体として従事するボランティアスタッフは、市の実施するご近所ボランティア養成講座を受講するなど、ボランティア知識・技術維持向上に努めること。
- (6) サービス実施に当たっては、参加者が安心して利用できるよう工夫すること。
- (7) サービスの内容が次のいずれかに該当しないこと。
  - ア 釧路市から他の補助金等を受けている(申請している)事業。
  - イ 定例の講演会、イベント、祭り等の年中行事。
  - ウ 当該団体の経常的な運営維持管理に属すると認められる事業。
  - エ 事業効果が当該団体や特定の個人のみにも帰属する事業。
  - オ その目的が主に、物品販売及び物品紹介である事業。
  - カ 公序良俗に反するもの。

- キ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの。
  - ク 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。
  - ケ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
- 2 前項第 2 号における第 3 層生活支援コーディネーターは次の各号に掲げる役割を担うこととする。
- (1) サービス提供の統括
  - (2) サービス利用者の調整
  - (3) 地域包括支援センターとの連携
  - (4) 関係機関とのネットワークづくり
- 3 実施団体は、サービスの趣旨を理解した上で、介護予防ケアマネジメントに基づき、第 1 項に規定するサービスを提供するものとする。
- 4 実施団体は、参加者から釧路市住民等主体の通所サービスにおける同意書(様式第 7 号)を得るものとし、5 年間保存するものとする。
- 5 実施団体又は実施団体に関わる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施団体登録を承認しない。
- (1) 団体の運営に関する規則が無く、継続的に活動が行われ、又は行われることが見込まれない団体である場合。
  - (2) 予算、決算などについて適正な会計管理が行われていない団体である場合。
  - (3) 釧路市暴力団排除条例(平成 24 年釧路市条例第 33 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者である場合。
  - (4) 実施団体が法人の場合は以下に該当する場合。
    - ア 当該法人の責めに帰すべき事由により市との委託契約が取り消された日から 2 年を経過しないもの
    - イ 国税及び地方税を滞納している法人
    - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで若しくは、その執行を受けることがなくなるまでの者又は禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者を代表とする法人
    - エ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の決定を受けた法人
    - オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続の開始の申立てがなされている法人又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続の開始の申立てがなされている法人

(実施団体登録の取り消し)

第 8 条 市長は、実施団体が前条に定める要件を満たさないと認めたときは、実施団体登録の決定を取り消すことができる。

(費用の負担)

第 9 条 参加対象者がサービスを利用したときの利用料は、1 回につき 100 円とし、参加対象者が実施団体に直接支払うものとする。なお、一般参加者についても同様とする。

2 この事業のサービスの提供の際に食費・教材費等の実費が生じるときは、別途徴収することができる。

3 前項における実費については、利用者の過大な負担を避けるため、1 回あたりの上限を 900 円とし、そのうち食費の上限は 600 円とする。なお、実費について、他の補助金等を充当している場合は、当該充当分について参加対象者から徴収することはできない。

4 参加対象者がタクシー送迎を利用する場合は、1 参加あたり片道 200 円以上、往復 400 円以上の自己負担額が生じる。ただし、タクシーを乗り合いする場合の自己負担額はこの限りではない。

(領収証)

第 10 条 利用料、その他の費用を受けたときには当該支払をした参加対象者及び一般参加者に対し、領収証を交付し、受領した記録を残さなければならない。

2 参加対象者に交付する領収証については、第 4 条に掲げる介護予防手帳の「おたっしやサービスの記録」欄への領収印の押印をもって代えることができる。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、実施団体に対して釧路市住民等主体の通所サービス補助金(以下「補助金」という。)を交付することができる。

2 補助金の交付に関して必要な事項は別途定める。

(実績報告)

第 12 条 実施団体は、サービスを実施した月の翌月 10 日までに、釧路市住民等主体の通所サービス参加者名簿(様式第 8 号)と、釧路市住民等主体の通所サービス実施報告書(様式第 9 号)に、その他必要書類を添付し、介護予防ケアマネジメントを担当した地域包括支援センターに提出する。

(実施団体の変更)

第 13 条 実施団体は、第 5 条により申請した内容に変更が生じたときは、釧路市住民等主体の通所サービス実施団体変更届(様式第 10 号)を市長に速やかに提出しなければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

- 第 14 条 実施団体は、当該事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 か月前までに、釧路市住民等主体の通所サービス実施団体廃止・休止・再開届(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 実施団体は、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(留意事項)

- 第 15 条 実施団体は、次の各号に掲げる点に留意すること。
- (1) サービス従事者又は過去にサービス従事者であったものは、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - (2) 参加対象者の事故等に備え、安全面に配慮すること。
  - (3) 事故発生時には市と介護予防ケアマネジメントを担当した地域包括支援センターへ報告するとともに適切な対応を行うこと。
  - (4) 事業に従事、参加する者の清潔保持と健康状態の管理に留意すること。
  - (5) 食事を提供する際には保健所の指示に従い、衛生管理に留意すること。
  - (6) 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。
  - (7) 災害時には、安全確保に留意し、対応すること。

(非常災害対策)

- 第 16 条 実施団体は、市が定める期間までに、非常災害に関する災害対策マニュアルや参加者名簿を作成し、市へ提出する。また、それを利用者に周知するものとする。なお、作成した災害対策マニュアルや参加者名簿は、年に 1 回見直すこととする。

(状況報告等)

- 第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(その他)

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。